

立山町避難所運営マニュアル【概要版】

『立山町避難所運営マニュアル』は、大規模な災害等が発生して地域住民が避難所に避難し、避難所生活を余儀なくされたときに、「避難住民」、「自主防災組織」、「自治会」等が、避難所運営を混乱なく円滑に行うことを目的としています。

基本方針

1 避難所は、被災者に安全と安心を提供する地域の防災拠点です。

大規模な災害が発生した場合、家屋の損傷やライフラインの途絶によって自宅での生活が困難になる被災者の方が出てきます。その時に生命の安全確保、安全な避難場所・生活場所として提供するものが避難所です。

2 避難所は、住民の生活再建に向けた活動を支援する拠点です。

避難所は、避難所で生活されている避難者、在宅や車中で生活されている方々など様々な被災者の方への支援の場所でもあります。必要な情報や物資を入手できる地域支援の拠点となる避難所を目指します。

3 避難所は、自主防災組織や自治会、住民による開設・運営を目指します。

災害発生直後における避難所の開設時には、町の避難所担当職員、施設管理者も加わることでありますが、迅速な対応を求められる場合もあります。そのため、避難所の開設・運営は、地域で助け合い、住民で対応することを目標として、自主防災組織、自治会、避難者等による自主的な運営を目指します。


4 避難所では、配慮が必要な方にやさしい運営に取り組みます。

避難所では、高齢者、女性、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方など不特定多数の人が、混乱状態の中で避難し、生活することになります。多くの方が安心して過ごすことができ、体調が悪くならないよう見守る体制づくりが重要です。

5 町の避難所担当職員、施設管理者等は、避難所の開設・運営を後方支援します。

避難所の開設時や運営初期等は、自主防災組織・自治会・避難者の方々と協力して開設準備にあたります。その後の避難所運営の各種活動も後方支援します。

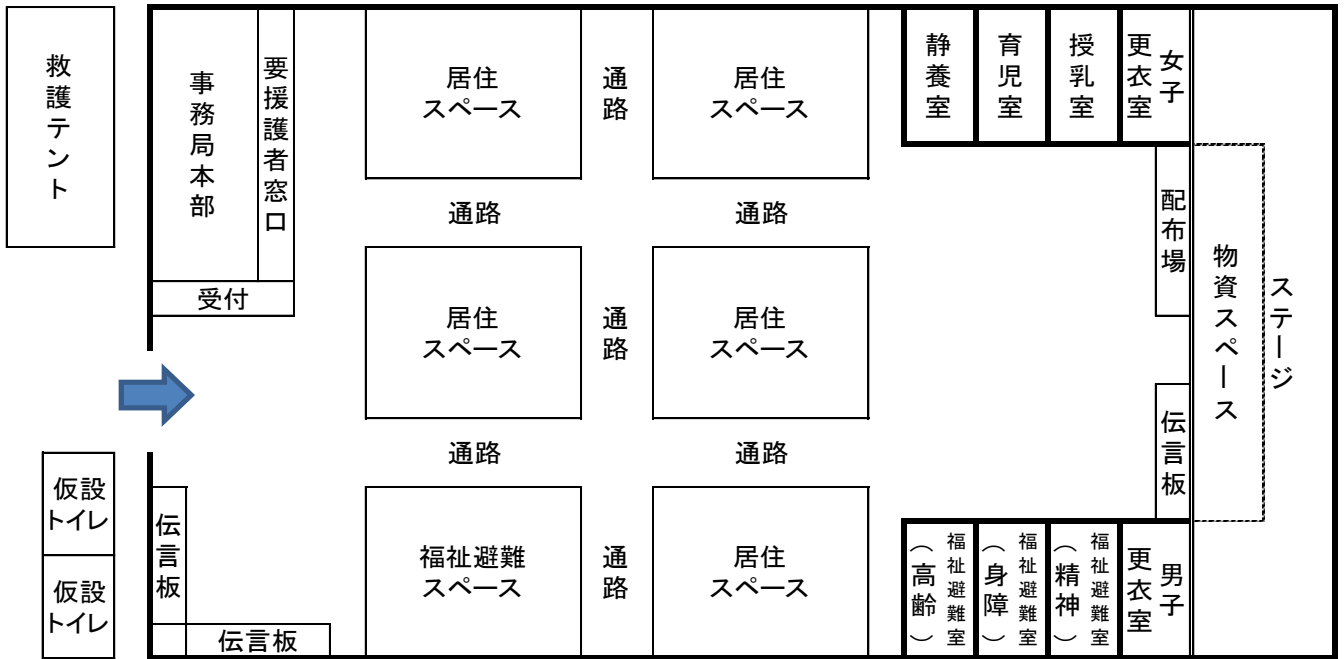
災害発生当日（初動期）の流れ

時期	避難者	自主防災組織、自治会	施設管理者	町(避難所担当職員)
 初動期 発災～24時間	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 安否確認等の自助、共助 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 		<ul style="list-style-type: none"> 町災害対策本部へ参集
	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ参集 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ参集 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ参集
	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保 被災状況確認 			
	対応への協力→	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設準備（応急的な避難所準備組織の設立） 	←対応の支援	←対応の支援
受付、入所	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受け入れ（グループ分け、避難者名簿の作成） 	←対応の支援	←対応の支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部への報告
対応への協力→	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な対応（水や食料、物資の配布など） 	←対応の支援	←対応の支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部への報告

避難所のレイアウトづくり

- ①居住スペースは、必ず最初に通路をつくります。
- ②居住スペースは、自治会単位でスペースを割り振るなど工夫します。
- ③要配慮者は移動しやすいよう、**トイレに近い通路側に福祉避難スペースを設けます。**
- ④仕切りや個室などで、プライバシーの確保を心がけます。
- ⑤男女別更衣室、**福祉避難室**を確保します。
- ⑥みんなに情報が行き届くよう、掲示板や立て看板などを工夫します。

レイアウト例（参考）



- ※ 避難スペースのレイアウトについて、平常時から施設管理者と協議して決めておきましょう。
- ※ 育児室などはパーテーションなどで区切り、外部から見えないよう工夫します。
- ※ その他、女性・子ども・要配慮者などの意見を取り入れることも大切です。

名簿登録

- ①応急的な避難所準備組織（自主防災組織・自治会等）等は、避難者に世帯単位で名簿に登録してもらい、避難者名簿をとりまとめます。
- ②町の避難所担当職員等は、町災害対策本部に対し、避難所の状況を報告します。

食料等の管理・配布

- ①応急的な避難所準備組織等は、被災者のニーズを把握します。
- ②町の避難所担当職員等は、町災害対策本部に対し、必要な食料・物資を要請します。
- ③応急的な避難所準備組織等は、物資が届いたら搬入し、在庫管理をします。
- ④応急的な避難所準備組織等は、食料・物資を配布します。

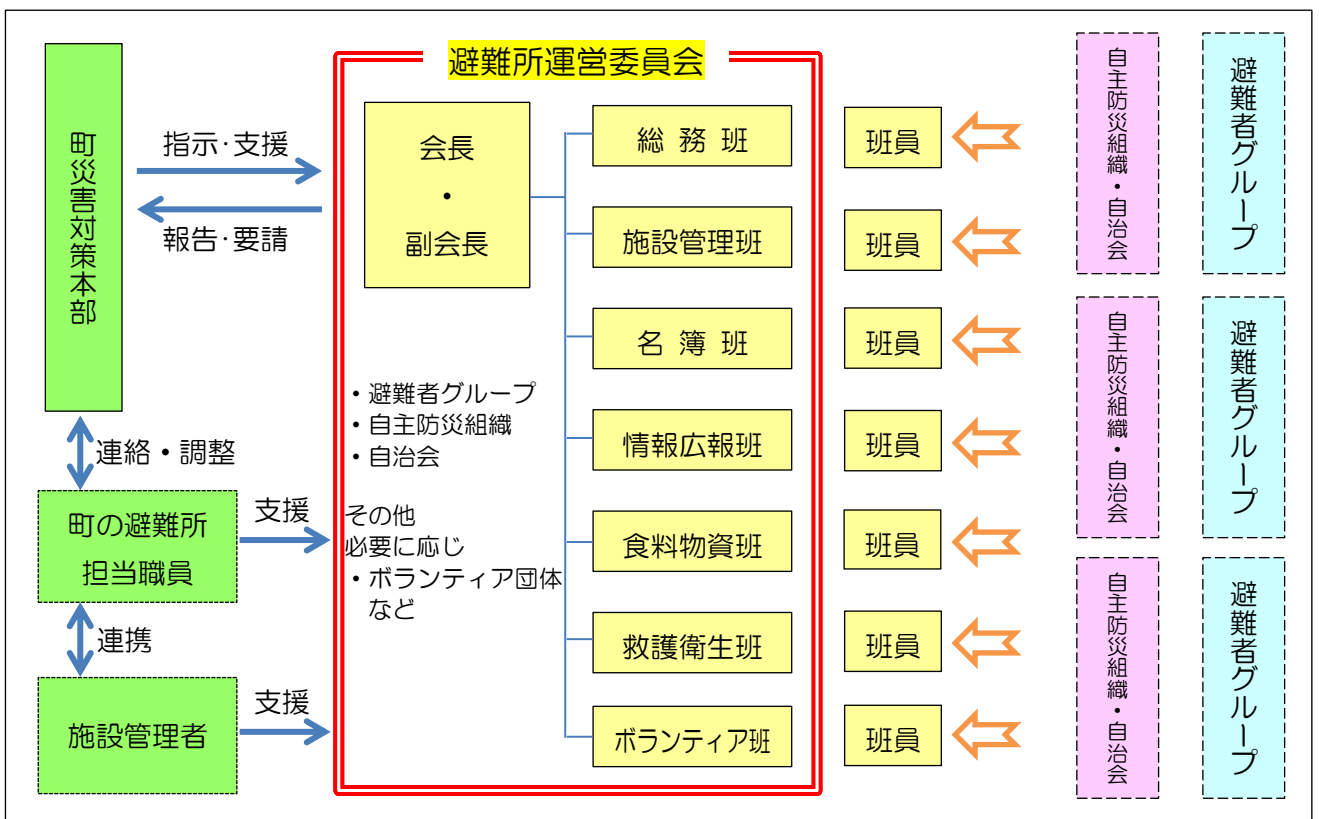
負傷者の対応

- ・町の避難所担当職員等は、避難所の負傷者が多いとき、町災害対策本部に医師等の手配を要請します。

2日目以降（展開期）の流れ

時期	避難者	自主防災組織、自治会	施設管理者	町(避難所担当職員)
展開期 24時間～2週間	<ul style="list-style-type: none"> 避難者、自主防災組織、自治会等のグループごとに、委員会に出席する代表者を選出する。 避難所運営委員会の設置 <ol style="list-style-type: none"> ①会長、副会長の決定 ②役員決定 ③各運営班での活動内容の確認 		←対応の支援	←対応の支援 ・町災害対策本部と連絡調整
	<ul style="list-style-type: none"> 各運営班での運営会議及び活動 <ol style="list-style-type: none"> ①副班長等の役員や担当を決定 ②活動計画の検討 ③活動を開始 ④町災害対策本部への報告 			

避難所の運営体制づくり



■各運営班の主な役割

区分	主な活動内容	区分	主な活動内容
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会の事務局業務 避難所生活ルール等の風紀対策 町対策本部との連絡調整 	情報広報班	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報や災害情報等の収集・整理 避難者への情報伝達 マスコミへの対応 各運営班の広報要望への対応
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認と危険箇所への対応 利用スペース、設備の確保 防火・防犯対策 生活水の確保 		食料物資班
名簿班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者名簿の作成・管理 退所者、入所者、外泊者の管理 安否確認等問い合わせへの対応 郵便物等への対応 	救護衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内の病人、けが人への対応 要配慮者の支援 ・健康管理活動 衛生管理に関わる対応（トイレの確保、ゴミの管理）
		ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア支援のニーズ把握 ボランティアの受け入れ・管理

避難所運営にあたって配慮が必要なこと

- ・運営のルールづくりやお互いの配慮・工夫が必要です。
- ・不特定多数の人が混乱状態の中で避難し生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

衛生管理	食事管理	健康管理
<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場と調理場を分ける ・手洗い・消毒 ・マスク用意 ・残飯・ゴミの分別、廃棄 ・残飯を捨てるバケツにフタ ・残り物は捨てるよう指導 ・手洗い、うがいの徹底 ・手洗い用消毒液の設置 ・清拭・足浴で清潔に 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体にやさしい食事の提供（塩分控えめ、野菜多め） ・地域の協力で炊き出しを ・時間を決めて食事 ・みんなで一緒に食べる心がけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操など1日5分でも身体を動かす時間を設定 ・個人の健康管理（口腔衛生管理、常用薬の服用、喫煙、飲酒など） ・アルコール依存症の発症防止 ・一般医薬品の保管管理 ・水分補給

その他管理すべきこと

- ・生活時間をルール化……起床、消灯、朝礼、健康体操など
- ・清掃についてルール化……日時、当番
- ・火気使用のルール化……避難所内火気厳禁など
- ・人数確認の時間を設定……日々の避難者を把握
- ・貴重品の管理……各自が責任をもって管理

その他みんなで配慮し合うこと

- ・トイレの利用と水分補給……洋式トイレは高齢者や障害者を優先。水分補給が大切。
- ・座位確保……椅子や背もたれはグッズを配置するなど座った姿勢で過ごせるよう工夫
- ・孤立化への対策……プライバシー確保への配慮が必要。同時に孤立化を防ぐ声かけも！
- ・情報提供……情報は常に“みえる化”を
- ・ペットと衛生管理……ルールをつくり、専用スペース設置などの対応を！
- ・高齢者・障害者の居場所づくり……気軽に利用できて、落ち着ける居場所づくりを！
- ・子どもの居場所づくり……体を動かしたり、おもいっきり声を出せる居場所づくりを！
- ・アレルギーへの対応……対応者の把握と食物アレルギー対象食料等が黙視できるよう工夫
- ・在宅被災者への対応……避難所における情報提供、救援物資等の配布等は在宅被災者へも
- ・防火……掲示や定期的な巡回などの対策
- ・防犯……環境改善とともに巡回や警察との連携による対策
- ・外国人への対応……情報伝達を工夫

※ 避難所のルールを決めて、掲示しましょう！

これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり、訓練を重ねてマニュアルを更新し、本当に災害がやってきた場合に、地域の皆さんで実際に助け合えるようにしましょう！